



令和6年度 各種技能講習等案内

労働安全衛生法に基づく

	種類	令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
作業主任者技能講習	足場の組立て等	17(水)~ 18(木)			25(木)~ 26(金)			10(木)~ 11(金)					
	● 地山の掘削及び土止め支保工			11(火)~ 13(木)			18(水)~ 20(金)				22(水)~ 24(金)		
	● 型枠支保工の組立て等							1(火)~ 2(水)				4(火)~ 5(水)	
	● 建築物の鉄骨の組立て等			6(木)~ 7(金)								6(木)~ 7(金)	
	● 木造建築物の組立て等				23(火)~ 24(水)					3(火)~ 4(水)			
	● 石綿	8(月)~ 9(火)				29(月)~ 30(火)			21(月)~ 22(火)			19(水)~ 20(木)	
	● 特定化学物質及び四アルキル鉛等								20(水)~ 21(木)				
	● 金属アーク等作業主任者限定		14(火)			中止 8(月)	23(金)		7(木)		21(火)		11(火)
技能講習	● 車両系建設機械(整地等)運転							16(水)~ 18(金)					
	● 高所作業車運転			27(木)~ 28(金)			12(木)~ 13(金)			9(月)~ 10(火)			12(水)~ 13(木)
	● 小型移動式クレーン運転				9(火)~ 11(木)			29(火)~ 31(木)				25(火)~ 27(木)	
	● 玉掛け			19(水)~ 21(金)			2(月)~ 4(水)				29(水)~ 31(金)		
特別教育	● 足場の組立て等特別教育(6時間)				16(火)				19(火)				4(火)
	● 小型車両系建設機械運転特別教育			24(月)~ 25(火)								13(木)~ 14(金)	
	● フルハート型安全帯使用作業特別教育(6H)	5(金)				30(金)				5(木)			
	● 石綿取扱い作業従事者特別教育	22(月)							1(金)				
その他の教育	● 職長・安全衛生責任者教育		9(木)~ 10(金)		18(木)~ 19(金)		26(木)~ 27(金)		28(木)~ 29(金)		16(木)~ 17(金)		6(木)~ 7(金)
	● 職長・安全衛生責任者能力向上教育			4(火)						6(金)			
	● 足場の組立て等作業主任者能力向上教育		15(水)			28(水)				20(金)			
	● 施工管理者等のための足場点検実務者研修	26(金)				7(水)			27(水)				
	● 振動工具取扱い作業従事者教育								6(水)				
	● 熱中症予防指導員・管理者研修		31(金)				2(金)						
基大つ臣く告教示育に	● 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)	15(月)~ 16(火)		17(月)~ 18(火)			9(月)~ 10(火)		25(月)~ 26(火)	17(火)~ 18(水)			
	● 建築物石綿含有建材調査者講習修了審査再受験	※日程が決まり次第HP等でお知らせいたします											

※●印がついている講習、教育はCPDS(継続学習制度)に登録手続きをしました。

- ・開始時間につきましては、各講習・教育ごとに異なりますので、受講申し込みの際にご案内いたします。
 - ・開催日や講習会場の変更、又は開催を中止することがありますがご了承ください。
 - ・記載のない講習や委託講習(30名様以上)については当支部までお問合せください。
- なお、委託講習のご依頼は、希望する日程の2か月前までにお願いたします。

群馬労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会群馬県支部

〒371-0846

前橋市元総社町二丁目5番地3

TEL: 027-252-1669 FAX: 027-253-1776

URL <http://www.kensaibou-gunma.ne.jp>

E-mail info@kensaibou-gunma.ne.jp



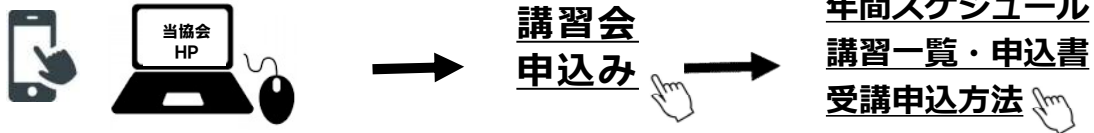
建災防群馬県支部

検索



- 受講手続きについて -

☆受講申込書はホームページよりダウンロードできます。



【必要な書類】 ※書類不備の場合は受付出来ません。

①申込書 必要事項を記入する。

事業主証明欄での、代表者印の押し忘れにご注意ください。

※必要事項の訂正について・・・修正液、修正テープでの訂正はしないでください。
(訂正箇所に応じて、個人印(認印可)又は代表者印を押印してください。)

②証明写真 2枚 (縦 3.0cm × 横 2.4cm)

- ・カラーコピーは不可。 ・余白が十分にあるもの。
- ・上三分身、帽子及びサングラス不可、背景無地で6ヶ月以内に撮影したもの。

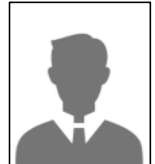
③本人確認書類 氏名・生年月日を公的に証明する書類(下記のいずれか)

- ・自動車運転免許証〈写〉 ・住民票〈写し可：マイナンバーの記載のないもの〉 ・健康保険証〈写〉
- ・登録教習機関発行の各種技能講習修了証等〈写〉 ・官公庁発行の各種免許等〈写〉
- ・外国籍の方は必ず在留カード〈写〉(有効期限内のもの)を添付してください。

④各種添付証明書(※科目免除がある場合等必要に応じて添付してください。)

- ・卒業証書及び卒業証明書、自動車運転免許証、各種技能講習及び特別教育修了証等の写し
- ・別紙「一人親方等経験の証明」
- ※作業経験の証明が必要な講習を法人以外の事業主(一人親方等)本人が受講する場合には、元請事業者、同僚等による第三者2名以上の証明が必要です。

<写真例>



【申込前の確認事項】

- ◎申込受付後の受講日の変更・取消しはできません。(受講者の変更は可能です。)
- ◎一旦、お支払・ご入金された受講費用は返金いたしません。
- ◎随時受付中。但し、締切は講習初日4日前(土日祝を除く)に申込書受付分までとします。
- ◎受付人数はホームページ(講習会・申込み→講習一覧・申込書→該当講習)で確認してください。
- ◎講習初日4日前でも定員になった場合は締切となっております。
- ◎定員間近の場合、申込手続き前に建災防群馬県支部までご連絡ください。
- ◎申込書が未達で、定員に達していた場合は次回の講習を受講していただきます。

【申込方法】 ※電話での事前予約は行っておりません。

【窓口】	<p>申込書・必要な証明書・受講費用・写真2枚を添えて、直接建災防窓口へ申し込み ↓ 受講券・時間割等をその場でお渡します。</p> <p><受付場所> 建設業労働災害防止協会群馬県支部 群馬建設会館1階(南側の建物) <受付時間> 月曜日～金曜日(祝日は除く) 8:30～17:00</p>
【郵送】	<p>※郵便局の「払込取扱票」に記入し、ATM若しくは窓口にて払込をお願いします。 ※払込手数料はご負担ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>郵便振替口座：00540-7-13919</p> <p>加入者名：<small>ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカイクンマケンシブ</small>建設業労働災害防止協会群馬県支部</p> <p>通信欄：受講日、講習名、会社名、受講者氏名(複数名いる場合は全員)、会社の住所、電話番号を必ず明記してください。 (※領収証の宛名が会社名以外を希望する場合、その宛名を記入)</p> </div> <p>受講費用を上記郵便振替口座へ払込み後、申込書・必要な証明書・払込受領証(写)・写真2枚を郵送 ↓ 受講券・時間割等を郵送、またはFAXで送付します。</p> <p>※ネットバンキングからの振込みも可能です。(手続き完了画面のコピーを貼付する)</p>

《各種受講費用・受講対象者一覧表》

○作業主任者技能講習

講習名 群馬労働局長登録番号・登録満了日	受講料	受講料 消費税	テキスト	テキスト 消費税	受講費用	受講対象者
★ 足場の組立て等 第10号 令和11年3月30日	12,500	1,250	1,560	156	15,466	※満18才に達してからの作業従事期間が、次の①又は②に該当する者 ①足場の組立て等作業従事経験が3年以上ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で 土木、建築、造船に関する学科 を卒業し、その後足場の組立て等作業を 2年以上 行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
● 地山の掘削及び ★ 土止め支保工 第149号 令和11年3月30日	15,500	1,550	2,420	242	19,712	※満18才に達してからの作業従事期間が、次の①又は②に該当する者 ①地山の掘削又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する 作業従事経験が3年以上 ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で 土木、建築又は農業土木に関する学科 を卒業し、その後当該作業を 2年以上 行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
★ 型枠支保工の組立て等 第11号 令和11年3月30日	12,500	1,250	1,840	184	15,774	※満18才以上で、次の①又は②に該当する者 ① 当該作業従事経験が3年以上 ある者 ②大学、高等専門学校及び高等学校で 土木、建築に関する学科 を卒業し、その後当該作業を 2年以上 行った経験がある者 (※卒業証書の写し、又は卒業証明書を添付)
★ 建築物等の鉄骨の組立て等 第103号 令和11年3月30日	12,500	1,250	1,740	174	15,664	
★ 木造建築物の組立て等 第74号 令和11年3月30日	12,500	1,250	1,460	146	15,356	
● 石綿 ★ 第148号 令和11年3月30日	11,500	1,150	1,640	164	14,454	①満18歳以上の者
● 特定化学物質及び ★ 四アルキル鉛等 第195号 令和11年3月30日	13,000	1,300	1,800	180	16,280	①満18歳以上の者
● 金属アーク溶接等 ● 作業主任者限定 第206号 令和11年2月13日	10,500	1,050	1,460	146	13,156	①満18歳以上の者

○技能講習

講習名(区分等) 群馬労働局長登録番号・登録満了日	受講料	受講料 消費税	テキスト	テキスト 消費税	受講費用	受講対象者
● 車両系建設機械(整地等)運転 ★ 《機体重量が3t以上》 第60号 令和11年3月30日	44,500	4,450	1,560	156	50,666	満18歳以上で①～③のいずれかに該当する者 ①不整地運搬車運転技能講習修了者 ②大型特殊自動車免許所有者 (※①～②修了証又は運転免許証の写しを添付) ③普通、準中型、中型、大型自動車免許所有者で小型車両系建設機械(整地等)又は不整地運搬車運転特別教育修了後3ヶ月以上同機械の運転経験がある者 (※③修了証と運転免許証の写しを添付)
● 高所作業車運転 ★ 《作業床の高さが1.0m以上》 第92号 令和11年3月30日	A	42,500	4,250	1,740	48,664	①普通、準中型、中型、大型、大型特殊自動車免許所有者(※①運転免許証の写しを添付) ②車両系建設機械(整地等)運転、同(解体用)運転、同(基礎工事用)運転、フォークリフト運転、ショベルローダー等運転、不整地運搬車運転いずれかの技能講習を修了した者 (※②技能講習修了証の写しを添付)
	B	40,500	4,050	1,740	46,464	①移動式クレーン運転士免許所有者又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (※①運転士免許証、技能講習修了証の写しを添付)
● 小型移動式クレーン運転 ★ 《つり上げ荷重が1t以上5t未満》 第90号 令和11年3月30日	A	35,500	3,550	1,550	40,755	①満18歳以上の者
	B	33,500	3,350	1,550	38,555	①玉掛け技能講習、床上操作式クレーン運転技能講習修了者 クレーン・デリック運転士免許、揚貨装置運転士免許所有者 (※①技能講習修了証、運転士免許証の写しを添付)
● 玉掛け ★ 《つり上げ荷重が1t以上のクレーンでの玉掛け作業》 第50号 令和11年3月30日	A	23,500	2,350	1,550	27,555	①玉掛けの補助作業の業務等に6ヶ月以上従事した経験を有する者
	B	22,500	2,250	1,550	26,455	①玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事し、クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (※①運転士免許証、技能講習修了証の写しを添付)

《各種受講費用・受講対象者一覧表》

○特別教育・その他の教育

名 称	受講料	受講料 消費税	テキスト	テキスト 消 費 税	受講費用	受 講 対 象 者
● 足場の組立て等特別教育 ☆ (6時間)	9,500	950	770	77	11,297	・満18歳以上の者
● 小型車両系建設機械 ☆ (整地等)運転特別教育	18,500	1,850	960	96	21,406	・満18歳以上の者
● フルハーネス型安全帯使用 ☆ 作業特別教育(6時間)	10,000	1,000	770	77	11,847	・満18歳以上の者
● 石綿取扱い作業従事者 ☆ 特別教育	9,000	900	800	80	10,780	・満18歳以上の者
職長・安全衛生責任者教育	13,500	1,350	1,940	194	16,984	・職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者 又は選任される予定のある者
職長・安全衛生責任者 能力向上教育	10,500	1,050	920	92	12,562	・職長・安全衛生責任者教育修了後概ね5年を経過した者 (※修了証の写しを添付)
● 足場の組立て等作業主任者 能力向上教育	10,500	1,050	1,460	146	13,156	・平成21年6月の法改正以前に「足場の組立て等作業主任者技能講習」を修了した者(※修了証の写しを添付) ・足場の組立て等作業主任者技能講習を修了後概ね5年を経過した者(※修了証の写しを添付)
● 施工管理者等のための 足場点検実務者研修	7,500	750	1,460	146	9,856	・建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者 ・店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場のパトロール等の業務を担当している者
● 振動工具取扱い作業従事者 教育	8,000	800	1,170	117	10,087	・満18歳以上の者
● 建設業等における熱中症 予防指導員・管理者研修	6,500	650	1,960	196	9,306	・衛生管理者、労働衛生コンサルタント、店社スタッフ、 施工管理者及び職長・安全衛生責任者等で熱中症予防の ための指導・教育を行う者

○大臣告示に基づく教育

教 育 名 称 群馬労働局長登録番号・登録満了日	受講料	受講料 消費税	テキスト	テキスト 消 費 税	受講費用	受 講 資 格
● 建築物石綿含有建材 調査者講習(一般)	39,000	3,900	4,240	424	47,564	・受講資格(2)～(12)に該当する者 ※ホームページ又は申込書をご参照ください。
第1号 令和8年8月24日	37,000	3,700	4,240	424	45,364	・石綿作業主任者技能講習修了者

名 称	受験料	消費税			受験費用	受 験 資 格
建築物石綿含有建材 調査者講習(一般) 修了考査再受験	5,000	500			5,500	・建災防群馬県支部で実施した「建築物石綿含有建材調査者 講習(一般)」を受講し、修了考査が不合格となった者 〔※当支部発行の受講証明書の写しを添付 〔他機関・他都道府県支部発行の受講証明書は不可〕 受講証明書の有効期限内であること〕

●印はCPDS対象の講習です。

※CPDSとは、(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度です。

☆印は、人材開発支援助成金の対象です。(作業主任者、技能講習、指定の特別教育)

詳細は厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>) または群馬労働局職業対策課へお問い合わせください。

群馬労働局職業安定部職業対策課 (〒371-0854前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階 TEL027-210-5008)